

別紙 1

(公財) 中央競馬馬主社会福祉財団 令和7年度施設整備等助成事業の概要について

- 1 秋田県割当額 599万円
- 2 対象事業 (1) 施設の備品及び車両の購入
(2) 施設の整備、増改築及び各種修繕工事等
- 3 対象年度 令和7年度事業 (令和7年度で終了する事業)
- 4 助成率 当該事業総額の3/4以内
- 5 助成額 1件あたりの上限概ね150万円
(事業内容により加算助成する場合があります)
- 6 対象法人 (1) 社会福祉法人
(2) 社会福祉事業を行っている公益社団法人、公益財団法人等
(3) 社会福祉事業を行っている特定非営利活動 (NPO) 法人

※原則として、同一法人の施設に対する連続助成、病院等医療機関に対する助成、介護老人保健施設に対する助成は行いません。
※社会福祉協議会に対する助成は控えます。

- 7 助成決定までの流れ (予定)
 - (1) 活用希望調査票の提出 (5月16日まで)
 - (2) 推薦事業の決定 (7月上旬)
 - (3) 助成事業実施計画申請書提出 (推薦決定後)
 - (4) 財団への申請 (7月下旬)
 - (5) 助成決定 (8月下旬)
 - (6) 事務説明会 (助成決定後)
 - (7) 助成事業の実施 (事務説明会後～令和8年3月)

※希望調査から助成完了までのスケジュール及び事務手続きにつきましては、別紙2「助成要望申請から事業完了までの事務の流れについて」を参照してください。

- 8 その他
 - (1) 秋田県割当額の範囲内で、推薦委員会において推薦額を調整することがあります。
 - (2) 助成を希望した施設・団体の中から推薦先を決定後、財団あてに正式な申請書を提出します。
 - (3) 特定非営利活動法人は、推薦決定後の財団への申請時に、対象施設が所在する市町村社会福祉協議会の推薦状が必要です。
 - (4) 本助成金の申請等書類は、助成決定前までは秋田県共同募金会へ、決定後からは本会と財団宛にそれぞれ提出します。
 - (5) 財団の概要、助成実績等につきましては、財団のホームページを御確認ください。